

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西目屋村は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

青森県西目屋村長

## 公表日

平成29年8月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	健康管理に関する事務								
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務            予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎予防接種等の定期予防接種や必要時任意予防接種にかかる予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザ、肺炎球菌の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。</p> <p>2. 母子保健に係る事務            母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導等を行う。</p> <p>3. 健康増進法に基づく健康増進事業に係る事務            市町村内に住所を有する成人個人に対し健康増進法に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談、健康教室、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の実施に関する事務</li> <li>・予防接種実施者の管理に関する事務</li> <li>・予防接種法による予防接種の実施対象者把握事務</li> <li>・予防接種の給付又は実費の徴収に関する事務</li> <li>・保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>・新生児の訪問指導の実施に関する事務</li> <li>・健康診査の実施又は同法第十三条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>・妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・母子健康手帳の交付に関する事務</li> <li>・妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務</li> <li>・養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務</li> <li>・健康増進事業の実施に関する事務</li> <li>・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握事務</li> <li>・健(検)診結果のデータ管理、健(検)診結果のデータ分析に関する事務</li> <li>・費用の徴収に関する事務</li> </ul>								
③システムの名称	健康管理システム								
2. 特定個人情報ファイル名									
健(検)診情報ファイル、母子保健情報ファイル、予防接種情報ファイル									
3. 個人番号の利用									
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条、同法別表第1の76項</li> <li>・番号法第9条、同法別表第1の49項</li> <li>・番号法第9条、同法別表第1の10項</li> </ul>								
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携									
①実施の有無	[ 実施する ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">1) 実施する</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">2) 実施しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">3) 未定</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 実施する		2) 実施しない		3) 未定	
<選択肢>									
1) 実施する									
2) 実施しない									
3) 未定									
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2の17,18,19,70項								
5. 評価実施機関における担当部署									
①部署	住民課								
②所属長	住民課長 三浦 勝								
6. 他の評価実施機関									
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求									
請求先	西目屋村役場 総務課 〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144番地 Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040								
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ									

連絡先

西目屋村役場 総務課  
〒036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字稲元144番地  
Tel:0172-85-2111 Fax:0172-85-3040

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

